

静岡県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第22号

静岡県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録の申請) <b>第3条</b> 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1)～(5) (略)  2 (略) (営業所の設置等) <b>第9条</b> (略) 2～7 (略)	(登録の申請) <b>第3条</b> 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1)～(5) (略) <u>(6) その他規則で定める事項</u> 2 (略) (営業所の設置等) <b>第9条</b> (略) 2～7 (略) <u>8 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に規則で定める研修を受講させなければならない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の静岡県浄化槽保守点検業者登録条例第2条第1項又は第3項の登録を受けている者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の静岡県浄化槽保守点検業者登録条例第9条第8項の規定は適用しない。